

京都府公立高等学校入学者選抜における特例措置について

京都府公立高等学校入学者選抜では、障害のある生徒等、学力検査等実施上配慮を必要とする志願者に対して医学的診断の状況や学校における配慮の状況など個々の状況に応じて検討し、特例措置の可否及び実施内容を決定します。

※ 入学者選抜における公平性の観点から中学校で行われている配慮を行うことができない場合もあります。

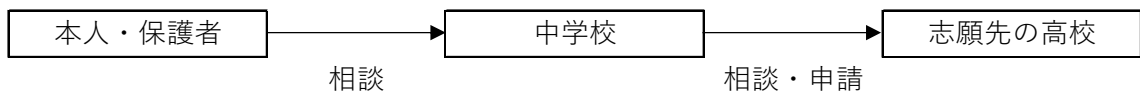
【入学者選抜においてこれまでに実施した特例措置の具体例】

- ・ 問題用紙・答案用紙の拡大
- ・ 検査時間の延長
- ・ 座席の位置の変更や別室での受検
- ・ 補聴器、拡大鏡等の補助具の使用
- ・ 問題用紙へのルビふり

【申請の流れ】

受検において特例措置が必要と判断される生徒がいる場合は、中学校長が高等学校長に連絡や相談の上、申請を行います。その後、高等学校長は配慮の可否及び配慮の内容を中学校長に連絡します。

そのため、特例措置を希望する方は、余裕をもって速やかに中学校の先生に御相談ください。



京都市教育委員会 学校指導課 高校教育担当

Tel 075-222-3811